

平成25年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成25年3月8日(金)

東洋町議会

余 白

## 平成25年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場議会議場  
開 会 平成25年3月8日(金) 9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	西岡 尚宏 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	欠 員
5番	小林 幸三 君	6番	松本 太一 君
7番	田島毅三夫 君	8番	佐竹 新一 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名。

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	弘田 賀軌 君
教 育 長	片岡 芳則 君
総 務 課 長	奈良崎幸一 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長	光本 速雄 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	北川 晃彦 君
住民課長補佐	小池 昭平 君
産業建設課長補佐	伊吹真貴博 君
代表監査委員	福島 登 君

本会議に職務のため、出席した者の職氏名。

議会事務局長	生松 克祐 君
事務局書記	築地 仲音 君

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のでんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

2番	高畠 俊彦 君	3番	小松 熙 君
----	---------	----	--------

平成25年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成25年3月8日(金) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第4号 東洋町防災対策加速化基金条例を定めることについて
- [日程第4] 議案第5号 東洋町公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例制定について
- [日程第5] 議案第6号 阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第7号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を制定することについて
- [日程第7] 議案第8号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を制定することについて
- [日程第8] 議案第9号 東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて

- [日程第 9] 議案第 10号 東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて
- [日程第 10] 議案第 11号 東洋町公共下水道条例の一部を改正することについて
- [日程第 11] 議案第 12号 東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
- [日程第 12] 議案第 13号 東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第 13] 議案第 14号 平成 24 年度東洋町一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて
- [日程第 14] 議案第 15号 平成 24 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
- [日程第 15] 議案第 16号 平成 25 年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第 16] 議案第 17号 平成 25 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 17] 議案第 18号 平成 25 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 18] 議案第 19号 平成 25 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 19] 議案第 20号 平成 25 年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 20] 議案第 21号 平成 25 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第 2 1] 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 2 2] 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 2 3] 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 2 4] 議案第 2 5 号 こうち人づくり広域連合会規約の一部を変更することについて
- [日程第 2 5] 議案第 2 6 号 安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて
- [日程第 2 6] 議案第 2 7 号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第 2 7] 議会広報編集委員会委員の選任について

平成25年第1回東洋町議会定例会（1日目）平成25年3月8日 金曜日  
議事のでんまつ

議長

（小野 正路議長）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより平成25年第1回東洋町議会定例会を開会致します。

（開会時間：9時00分）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。片岡教育長より出張のため途中、退席申出がありましたのでこれを許します。次に地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の結果報告書がお手元に配布したとおり監査委員から提出されております。以上をもって諸般の報告を終わります。

日程に入る前に町長から行政報告について発言の申出がありましたのでこれを許します。松延宏幸町長。

町長

（松延 宏幸町長）

おはようございます。それでは一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成25年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変ご多忙の中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

私と致しましても2回目の当初予算編成となるわけですが、これまで取組んで参りました過去2年間に上期とすれば、その総括につきましては初議会となりました、6月定例会にてご報告申し上げたいと考えております。本定例会には条例案10件、補正予算案2件、当初予算案9件、その他の議案2件、人事案1件、合計24件を提案させていただきます。慎重なご審議と適切なご決定をお願い申し上げます。

それでは提案理由のご説明に入る前に若干の行政報告を申し述べさせていただきます。

海の駅建設についてでございます。臨時会をはじめこれまでに随時、ご報告申し上げて参りましたが、2月27日に実施致しました入札についてご報告を致します。この件はですね、3件に分離発注をして実施を致しましたけれども、本体工事のみが入札不調という結果となっております。このため日程調整をし、業者の選考等、再度の入札を準備してい

るところでございます。年度末の大変忙しい時期と重なりますけれども、執行部も努力しているところでございますのでご理解を願いたいと存じます。

次に光ケーブル整備事業についてでございます。平成23年度の繰越予算として実施をして参りました、光ケーブル整備事業でございますが、2月末での総引込み件数は1,196件、住基世帯1,593世帯での割合は75パーセントとなっております。参考にですね、国勢調査の世帯数1,461世帯で見えますと、82パーセントということになります。また現時点におきましては、4月1日からの民放テレビ局の再送信の同意がいただけない情勢となっております。今後、粘り強く交渉を重ねて参らなければなりません、当面は現行のままで地上波のテレビを視聴していただき、光ケーブルへの切り替えが後年度に遅れるということに対しまして、加入者の皆様にお詫びを申し上げなければならないと考えております。

次に県東部高規格道路の情勢についてでございます。昨年3月には香南夜須から芸西西が開通し、23年度からは芸西西から安芸西が新規事業化、安芸道路についても今年4月から新規事業化に着手をされております。本年2月17日には香南やすインターと香南かがみインター間、2.9キロメートルが開通を致しました。平成25年度末には香南のいちインターまで開通する予定となっております。このように県東部の四国8の字ネットワークの整備は大きく進展を見せているところでございます。今後とも近隣市町村と歩調を合わせ、命の道として四国8の字ネットワークの一部となる阿南安芸自動車道のうち、東洋北川道路の段階評価に取り組んでいただくこと、またそして国直轄事業による早期整備に向けて、一層の連携と積極的な要望活動を展開して参りたいと考えております。

続きまして平成25年度一般会計当初予算についてでございます。国におきましては自公連立政権が成立し、経済成長につなげるための経済対策が打ち出されているところであり、連日のマスコミ報道等におきましても既にご承知のとおりでございます。また東日本大震災からの復旧・復興、防災・減災を進めるために地方の活性化を図り、また消費税増税に国民の理解を得るため公務員が範を示すべきとの議論から、地方公務員の人件費削減の要請がなされているところでもあります。このため本町と致しましても職員組合と合意をすることを前提に、7月までに条例改正をしたいと考えているところです。総務省からの人件費削減要請措



置は、今回の当初予算にはまだ反映されておりませんが、本年度の地方交付税のうち人件費分として、市町村分では2,749億円を一律に削減することが決定をされているところであります。また地域の元気づくり推進費の算定額が1,050億円と見込まれているということですが、現時点では算定方式等、不透明な情勢でございます。更に地方交付税の減額幅の本町への影響額等を見極める必要がございます。このため平成25年度の一般会計当初予算では、単独事業として避難路整備に6,600万円を計上しておりますが、普通建設事業の補助事業計上を控えることと致しまして、投資的経費としては対前年度、当初比44パーセントの減、一般会計の予算総額では11.4パーセント減の緊縮予算としております。23年度から国勢調査の町人口2,947人で算定をされております。地方交付税は5,700万円減額されており、24年度は無料施策の見直し等により対処をしてきたところでございます。地方交付税総額が削減される中、本年度も更に厳しい予算編成となってきたわけですが、人件費につきましては退職者数の補充抑制あるいは新陳代謝の促進効果で、対前年度比12.2パーセント減、予算額では6,100万円の人件費の削減予算となっております。また義務的経費総額としては1億2,300万円、圧縮致しまして13パーセント減の予算と致しております。しかしながら、本町の厳しい財政運営状況に変化はなく、2億3,000万円の基金繰入れを計上しなければならない状況でございます。平成24年度の決算状況を見極めながら、不要額の確保にも努めて参らなければなりません。また国の補正予算で創設されました地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の活用策を念頭に、これまで以上に国や県の動向を注視し、情報収集に努め、速やかに補正計上し財源の組替えも含めた柔軟な対応をしていきたいと考えているところでございます。

平成24年度一般会計補正予算についてでございます。厳しい財政状況下でございますが、昨年に引き続き、喫緊の防災対策の予算を確保していかなければなりません。このため国の補正予算に対応し今回、提出の補正予算第6号には国の25年度予算の前倒し事業として、1億4,200万円の受入れ事業を計上をしているところでございます。事業費ベースでは3億6,700万円の追加補正予算ということになります。これで24年度の投資的経費の累計は23年度からの繰越予算14億3,000万円を除いて6億8,000万円となっております。自主財源に非常に乏しい本町にとっては今後とも財源措置として有利な事業、

起債発行を選択し、南海地震対策の強化としては南海トラフ巨大地震対策特別措置法の早期成立に期待することと致しまして、有益な政策を見極めていく必要がございます。今日、明日にという短絡的思考に陥らず、限られた財源、限られた人材で、将来への備えを中長期的視野をもって着実に実施していくことが重要であると考えているところでございます。

最後になりますが、現在されております訴訟についてご報告致します。現時点でございますが、野根漁協への貸付金に対する損害賠償訴訟1件のみとなっております。次回、公判は3月19日となっております。6月議会におきましては2年間の総括として、全裁判結果について判決文を含めまして、改めてご報告をしたいと考えております。以上で本定例会でのご報告と致します。

議長

(小野 正路議長)

町長の行政報告が終わりました。日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により2番、高島俊彦君並びに3番、小松熙君を指名致します。

日程第2、会期の決定の件を議題と致します。議会運営委員会で検討されておりますので委員長の報告を求めます。松本議会運営委員長。

議会運営委員長

(松本 太一議会運営委員長)

それでは報告致します。平成25年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。3月4日に議会運営委員会を開催致しまして、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は本日から3月14日までの7日間と致します。運営につきましては本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、9日から13日は委員会審査、議案審査のため休会と致しまして、14日に再開致しまして審議、採決ののちに一般質問を行います。平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについての件と、平成25年度東洋町一般会計予算を定めることについての2件は、歳入全般を総務教育民生常任委員会へ、歳出についてはそれぞれの所管事項を各常任委員会に分割して付託致します。また一般質問の通告期限は11日の月曜日午後5時、議案質疑の通告期限は12日の火曜日午後1時までと致します。人事案件につ

いては質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決と致します。陳情書については、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情書は総務教育民生常任委員会に付託致します。以上のように決定しましたので、これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたのでここでお諮り致します。ただいまの委員長の報告のとおり本定例会の会期は本日から3月14日までの7日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって会期は本日から3月14日までの7日間と決定致しました。

日程第3、議案第4号、東洋町防災対策加速化基金条例を定めることについての件から、日程第25、議案第26号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについてまでの23件をこの際、一括議題と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それではご提案を申し上げます。議案第4号でございます。東洋町防災対策加速化基金条例を定めることについて、東洋町防災対策加速化基金条例を別案のとおり定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。地方自治法第241条第1項の規定に基づき、東洋町防災対策加速化基金条例を定めるものでございます。高知県津波避難対策等加速化臨時交付金は、高知県が平成24年に限り、市町村が南海トラフ巨大地震後の巨大津波から住民の命を守るための、避難施設の整備に係る費用を負担する財源措置として、次年度に市町村へ交付することとなっております。その交付金を活用し、地域の実情に合わせた、きめ細かな防災対策を推進するための受け皿として、基金を創設しようとするものでございます。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

3ページでございます。議案第5号、東洋町公の施設から暴力団を排

除するための関係条例の整備に関する条例制定について、東洋町公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例を別案のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。この条例は東洋町暴力団排除条例及び東洋町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則が施行されることに伴い、本町が管理する施設等が暴力団の活動に利用されないよう、関係条例について規定の整備をしようとするものでございます。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

10ページでございます。議案第6号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。阿佐海岸鉄道株式会社に対する固定資産税は平成5年度から平成24年度までの間、課税を免除しておりますが、海陽町と協議した結果、免除期間を更に5年間延長することとし今回、条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては税務課長に説明をさせます。

12ページでございます。議案第7号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を制定することについて、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を別案のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。地方分権に係る第1次一括法に含まれている介護保険法の一部が改正され、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を別案のとおり制定するものでございます。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

議案第8号でございますが、飛びましてですね、128ページをお願い致します。東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を制定することについて、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を別案のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございますが、地方分権に係る第1次一括法に含まれている介護保険法の一部が改正され、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を別案のとおり制定するものでございます。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

次はですね、176ページになります。議案第9号でございます。東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は障害者自立支援法の一部改正に伴い、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。なお、内容については住民課長に説明をさせます。

178ページでございます。議案第10号、東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて、東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を別案のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。地方分権に係る第1次一括法に含まれている道路法の一部が改正され、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を別案のとおり制定するものでございます。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

続きまして議案第11号でございます。192ページでございます。議案第11号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することについてで

ございます。東洋町公共下水道条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございますが、今回の改正は地方分権に係る第2次一括法に含まれている公共下水道の一部が改正され、構造の基準及び終末処理場の維持管理の方法並びにその他、所要の規定の整備が追加されたものでございます。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

議案第12号でございます。199ページでございます。東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて、東洋町簡易水道条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。今回の改正は地方分権に係る第2次一括法に含まれている水道法の一部が改正され、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、東洋町簡易水道条例の一部を別案のとおり改正しようとするものです。なお、内容については産業建設課長に説明をさせます。

202ページでございます。議案第13号、東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてでございます。東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。東洋町自然休養村管理センターの温浴施設については、タンクの故障により休止をしておりましたけれども、修繕作業が完了を致しまして、平成25年度より再開の目途がつきましたので、温浴施設の使用料について近隣市町村の状況等を考慮致しまして、温浴施設使用料の改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

議案第14号でございます。204ページでございます。平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1億1,689万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ29億8,027万4,000円とするものでございます。また地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として繰越明許費を定めております。歳入では地方交付税、

国庫支出金、県支出金、諸収入、町債を追加しております。歳出では減債基金への積立金、甲浦1号幹線改良工事、避難誘導灯設置工事、水産生産基盤整備事業負担金、野根海岸高潮対策事業負担金などを追加致しております。また森林整備地域活動支援交付金、津波避難タワー建設工事野根地区の1基分でございます。安芸広域市町村圏事務組合負担金、芸東衛生組合負担金などを減額致しております。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

205ページでございます。議案第15号、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2,841万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億4,861万6,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を追加致しまして、歳出では総務管理費、保険給付費を追加し、基金積立金を減額を致しております。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

議案第16号でございます。平成25年度東洋町一般会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町一般会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ22億378万1,000円と定めております。前年度と比較をしますと2億8,457万5,000円の11.4パーセント減となっております。また債務負担行為の限度額を790万2,000円、地方債の借入限度額を1億6,930万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。平成25年度の当初予算につきましては平成24年度までに実施しておりました、福祉施策や給付事業等の予算額について見直しを行っております。また光の基盤整備に伴う運営費及び南海地震対策事業の津波避難路整備事業などに重点をおいた予算編成をして致しております。本年度予算の主な事業としましては参議院議員選挙費、町議会議員選挙費、光ケーブル通信機器保守委託費、光整備事業町単独宅内引込工事、電気自動車急速充電器購入費、あったかふれあいセンター事業、高齢者肺炎予防ワクチン接種助成金、前立腺がん血液検査扶助費、太陽光発電システム設置事業補助金、

甲浦・銀杏保育園ガラス飛散防止フィルム設置委託費、高知県青年就農給付金、中山間地域等直接支払交付金、産業振興推進総合支援事業補助金、土佐備長炭関連でございます。特用林産業新規就業者支援事業、漁業生産基盤維持向上事業補助金、老朽住宅除却事業、避難路の整備・避難場所誘導看板設置工事、ふるさと創生育英資金貸付金、緊急雇用創出臨時特例基金事業、有害鳥獣等被害防止事業、森林環境保全事業、社会教育支援事業、学力向上対策支援事業、特別支援教育支援事業などの事業を計上を致しております。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

議案第17号でございます。平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ3億3,217万1,000円と定めております。歳入では県支出金、諸収入を計上し、歳出では事業費、前年度繰上充用金、予備費を計上を致しております。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

議案第18号でございます。平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ6億4,818万1,000円と定めております。歳入では国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金、繰越金などを計上致しております。歳出では総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等拠出金、前期高齢者納付金等拠出金、老人保健拠出金、介護保険納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上を致しております。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

続きまして議案第19号でございます。平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳



入歳出それぞれ4,807万6,000円と定めております。歳入では後期高齢者医療保険料、使用料及び手数料、繰入金、繰越金、諸収入を計上致しております。歳出では総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金、予備費を計上致しております。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

議案第20号でございます。平成25年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ5億412万2,000円と定めております。歳入では介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入などを計上致しております。歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金、予備費を計上を致しております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長に説明をさせます。

議案第21号でございます。平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1,768万3,000円と定めております。歳入ではサービス収入、繰入金を計上し、歳出ではサービス事業費などを計上致しております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長に説明をさせます。

議案第22号でございます。平成25年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町下水道事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,363万2,000円と定めております。歳入では分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上し、歳出では下水道費、公債費、予備費を計上を致しております。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

議案第23号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会

の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,794万5,000円と定めております。歳入では事業収入、国庫支出金、繰入金、繰越金などを計上し、歳出では事業費、公債費、予備費を計上を致しております。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

議案第24号でございます。平成25年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ2,328万3,000円と定めております。歳入では観光施設事業収入、繰入金を計上し、歳出では自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、予備費を計上を致しております。なお、内容につきましては産業建設課長に説明をさせます。

議案第25号でございます。こうち人づくり広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、こうち人づくり広域連合規約の一部を次のように変更することについて議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございます。この規約はこうち人づくり広域連合会広域計画の改定により、平成25年度からの事業計画が変更されたことに伴いまして、規約の一部を変更しようとするものです。規約を改正する場合には関係地方公共団体の議会の議決が必要であるため今回、提案をさせていただくものでございます。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

218ページでございます。議案第26号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を別案のとおり変更することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定により議会の議決を求める。平成25年3月8日提出でございます。提案理由でございますが、今回の変更は障害者自立支援法の一部改正に伴い、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更するものでございます。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

奈良崎総務課長、4号、5号続けて。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

私の方からは、議案第4号と第5号を説明をさせていただきます。議案第4号、東洋町防災対策加速化基金条例を定めることについてご説明を致します。高知県津波避難対策等加速化臨時交付金は高知県が平成24年に限り、市町村が南海トラフ巨大地震のあとの巨大津波から住民の命を守るための、避難施設の整備に係る費用を負担する財源措置として、次年度に市町村へ交付することとなっております。その交付金を活用して地域の実情に合わせた、きめ細かな防災対策を推進するための受け皿として基金を創設するものであります。この基金の目的としましては、既存の国や県の補助金制度ではなかなか手が届かない各地域の課題や特性に応じた優先的に取組むべき防災対策をきめ細かに進めるため、この交付金を活用することとなっております。また町の判断で防災関連の地方債の償還財源に充当することも可能とする内容となっております。議案書の2ページをお願い致します。東洋町防災対策加速化基金条例案でございます。第1条では基金の設置を定めております。第2条では基金として積み立てる金額を定めております。第3条では基金の管理を定めております。第4条では基金の処分を定めております。第5条ではこの条例で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は町長が別に定める。附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして議案第5号でございます。4ページをお願い致します。これにつきましては新旧対照表の1ページから23ページまでとなっております。議案第5号、東洋町公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例制定について、今回の改正は本町の管理する施設等が暴力団の活動に利用されないよう関係条例を整備しようとするでございます。議案書4ページでございます。東洋町公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例案でございます。これにつきましては第1条、東洋町運動公園の施設及び管理に関する条例から15条、東洋町フェリー事務所設置及び管理条例までの15の施設の各条例の利用使用の許可、利用使用の制限、利用使用の取消しのいずれかの条項に次の条文を加えて規定の整備をするものでございます。どの条項にもこの条文を加えるものでございます。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、平成3年法律第77号、第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるときを加えます。附則、この

条例は公布の日から施行します。あとは新旧対照表を配布してありますので、後日ご参照のほどよろしくお願いを致します。以上です。審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

(小野 正路議長)  
安岡税務課長

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。それでは私の方から議案第6号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについてご説明を致します。現在、本条例では阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除の適用期間を平成24年度までと定めております。本年1月阿佐海岸鉄道株式会社から5カ年延長措置の申出がございまして、今回、阿佐海岸鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除の適用期間を平成25年度から更に、5年間延長し、平成29年度までとする改正案を提出させていただいております。阿佐海岸鉄道株式会社の名義の固定資産税は土地と償却資産をございます。まず、土地でございますが、阿佐海岸鉄道株式会社名義の土地が12筆ございます。現況地目は鉄道軌道用地でございます。面積が2,023.3平米でございます。この12筆の土地につきましては課税標準となるべき額が30万円に満たないため免税点以下となりまして、固定資産税が課税されないことから免除の対象外となります。次に車両橋梁、トンネルなどの償却資産がございます。この償却資産につきましては課税標準となるべき額が償却資産の免税点であります、150万円を超えるため固定資産税が課税されます。この阿佐海岸鉄道株式会社の償却資産が固定資産税の今回、課税免除の対象資産となります。平成24年度の税額ベースで試算をしますと、5年間で約930万円が課税免除の対象となります。私の方からは説明は以上でございます。

議長

(小野 正路議長)  
光本住民課長、議案第7号から9号まで続けて。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

おはようございます。それでは私の方から議案第7号から第9号まで説明をさせていただきますけれども、議案書の12ページからですけれ

ども、議案第7号の東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例と、128ページの議案第8号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例については、相互に関係する条例でございますので一括して説明をさせていただきます。これについてはですね、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務付、枠付を見直すための趣旨を踏まえた地域主権改革に関する法律、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、俗にいう一括法、第1次一括法なんですけれども、これが制定をされました。成立したのは23年4月28日ですけれども、これを受けまして、介護サービスの基盤強化を図るための介護保険の一部を改正する法律が、平成23年6月15日に成立して、これによってですね、これまで法律や省令で定められていた地域密着型サービス事業の運営基準等を地方自治体の条例で定めることとなったものです。その中で市町村の条例で定めるものとしまして、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準と地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、地域密着型サービスの申請者の法人格の有無、地域密着型介護予防サービスの申請者の法人格の有無、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員などが定めるように決められております。これまで東洋町では厚生省令で定める全国一律の最低基準に基づいて、地域密着型サービス事業や地域密着型介護予防サービス事業の指定及び施設運営に係る指導を行ってきたところでありますけれども、今回の条例制定については基本的に国の基準に基づいて制定をしております。というので現在、行っておる内容を条例で明文化したということで、内容が変更になるというものではございません。なおですね、地域密着型サービスというのは要介護の関係に係る部分でありまして、地域密着型要介護サービスについては要支援に関する部分でありますので、基本的には同じような内容になっております。議案第7号と8号については以上です。

次に議案第9号の東洋町福祉医療助成に関する条例の一部を改正することについてご説明を致します。これもですね、従前からありました障害者自立支援法というのがですね、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに名称が変わりました。この法律

の施行が平成25年4月1日ということになっておりますので、東洋町福祉医療費の助成に関する条例もそれに合わせて障害者自立支援法という法律名称の部分を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更するというものでございまして、177ページでございますけれども、ご覧のとおりですね、法律名称の変更ということになっております。なお、議案第7号の東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例、それと東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例と、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、平成25年4月1日から施行ということになっております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本産業建設課長、議案第10号から13号まで続けて下さい。

産業建設課長

(光本 速雄産業建設課長)

それでは私の方から議案第10号から13号についてご説明をさせていただきます。議案第10号、東洋町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を定めることについて説明を致します。今回の改正は地方分権に係る第1次一括法に含まれている道路法の一部が改正されたことに伴い今回、新しく条例を定めるものであります。179ページをお願いします。この条例は道路法の規定に基づき町道の構造の一般的技術的基準及び町道に設ける道路標識のうち、同項の内閣府令、国土交通省令で定めるものの寸法に関して必要な事項を定めるものであり、道路法及び道路構造令によりまして、町道の構造の一般的技術的、第4条では、道路を新築し、または改築する場合におけるその道路の構造の一般的技術的基準は次の条から第44条までに定めるところによるとしてしております。第5条からの主要な点を説明しますのでよろしくお願ひしたいと思います。第5条では車線の数及び車道の幅員について定めております。第5項では車道の幅員を4メートルとし、やむを得ない場合は3メートルとすることができるとしてしております。続きまして第10条では自転車道の設置及び幅員について定めております。3

項では自転車道の幅員は2メートル以上とし、ただし、やむ終えない場合は1.5メートルまで縮小することができるとしております。また第12条では歩道の設置及び幅員について定めております。2項では安全かつ円滑な道路を確保するため必要がある場合においては歩道を設けることとする。ただし地形の状況、その他特別の理由によりやむ終えない場合はこの限りではないとしております。続きまして16条では道路の設計速度について定めております。町道では時速40キロ、30キロまた20キロとしております。26条では道路の舗装について定めております。29条では道路には側溝、街渠、集水ますの排水施設を設けるものとしております。34条では交通安全施設として交通事故防止のための柵、照明等を定めることとしております。37条では自動車駐車場の設置について定めております。191ページをお願いします。道路標識については第45条では町道に設ける道路標識のうち、道路法第45条第3項の内閣府令、国土交通省令で定めるものの寸法は規則で定めるとしてしております。附則、この条例は公布の日から施行する。以上、条例案をご参照をお願いしたいと思います。

続きまして第11号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することにつきまして説明を致します。今回の改正は地方分権に係る第2次一括法に含まれている下水道法の一部が改正されたことに伴いまして、東洋町公共下水道事業の一部を改正し、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理の方法並びにその他、所要の規定の整備を定めるものであります。新旧対照表の27ページをお願いします。東洋町公共下水道条例の第21条から31条まで2条ずつ繰上げて、第5章を第7章に、第4章を第6章とし、第3章の次に次の2項を加えると第4章では21条では公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の基準を定めております。堅固で耐久力を有する構造とすることや地震によって下水の排水及び処理に支障の生じないように地盤の改良でありますとか、加撓継手の設置基準の措置を講じることが定めております。29ページをお願い致します。第5章では終末処理場の維持管理について定めております。活性汚泥を使用する処理方法による場合は活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションの調整、沈砂地や沈澱池、汚泥の除去とかの瀘床の定期的な洗浄を行うこととし、汚泥処分施設には汚泥の処理を伴う廃棄、廃液または残さい物による生活環境の保全、または人の健康の保護支障が生じないように措置を講ずるとしてしております。この条例は平成25年4月1日から施行する。以上であります。

続きまして議案第12号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することにつきまして説明します。今回の改正は地方分権に係る第2次一括法に含まれている水道法の一部が改正されたことに伴い、東洋町簡易水道条例の一部を改正するものであります。新旧対照表の34ページをお願いします。第1条では本町をこの条例に直します。続きまして改正前の設置するを、による東洋町簡易水道施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるとともに、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする、に改めます。7章では38条を41条として同章8章とし、第6章の次に次に1章を加える。第7章では布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を加えて、38条では布設工事監督者が監督を行うべき布設工事を定めております。39条では布設工事者が有すべき資格、1では大学の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上簡易水道に関する技術上の実務経験を有した者としております。以下2からは大学、短期大学、高等学校、専門学校、高等学校を卒業した後により各基準を定めております。36ページをお願いします。40条では水道技術者の資格基準を定めております。1では前条の布設工事監督者の資格を有する者とし、2からは同様に各学校を卒業した後において基準を定めておりますのでご参照をお願いします。附則、この条例は平成25年4月1日から施行するとなっております。

続きまして議案第13号、東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて説明をします。今回の改正は近隣の市町村の状況を踏まえまして、東洋町自然休養村管理センターの温浴施設の使用料を改正しようとするものであります。新旧対照表の38ページをお願いします。東洋町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の別表その4、温浴施設使用料の使用料の額を、使用料の上限額に変更します。中学生以上一人600円を500円に改正し、小学生一人250円を追加するものであります。使用料の上限額とすることによりまして、今後、回数券でありますとか、割引料の検討をして参ります。附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上です。

議長

(小野 正路議長)

ここで休憩を致します。再開は10時30分。



(休憩時間：10時13分)

休憩前に引き続き会議を開きます。大坂副町長。

(再開時間：10時35分)

副町長

(大坂 哲也副町長)

すいません。町長の方から議案の提案をさせていただいたんですけれども、議案第7号、議案第8号に不備がございました。ただいま差し替えをさせていただいておりますので、それに訂正をお願いをしたいと思います。訂正があった箇所につきまして朗読させていただきますと、議案第7号につきましては東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びにという文言が抜かっております。それと議案第8号ですけれども同じく、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びにという部分が抜かっておりますので差し替えさせていただきましたのでよろしくをお願いします。

議長

(小野 正路議長)

総務課長、議案第14号ね。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

議案第14号、平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについてご説明致します。今回の補正は補正額1億1,689万7,000円を追加致しまして、29億8,027万4,000円と定めております。8ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

光本住民課長、議案第15号。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは議案第15号、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号について説明をさせていただきます。これは歳入歳出をそれぞれ2,841万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,861万6,000円とするものです。それでは

説明を致します。8ページ、歳入をお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。

議長

(小野 正路議長)

次に日程第15、議案第16号、平成25年度東洋町一般会計予算を定めることについて、奈良崎総務課長。(自席より発言あり) はい、休憩します。

(休憩時間：11時09分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：11時10分)

議案第16号、奈良崎総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

議案第16号、平成25年度東洋町一般会計予算を定めることについてご説明致します。その前に資料、今回、かなり上げてあります。私ここで説明するのは簡単にだらだらと説明していきますので、この資料はかなり細かく重要な点で全部作ってあります。たぶん東洋町一般会計補正予算の第6号の説明資料には国の前倒し分の資料として1枚あります。それで次に24年度、25年度の基金の状況を付けてあります。それと続きまして今度は東洋町の2013年度の一般会計予算の案をグラフにした線があります。これは歳入歳出のどういうふうになっているかということを作っております。続きまして平成25年度一般会計予算の主な事業ということで総務課から一つ、それから産建から出ております。それと住民課、教育委員会からも出ております。こういう資料が出ておりますので私の方は、今回はただ数字を説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは平成25年度東洋町一般会計当初予算をご説明致します。1ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

73ページをお願いします。(議長発より発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

区切りが悪いですけど、お昼になりますので、ここでお昼の休憩をします。再開は13時30分、1時30分。

(休憩時間：12時00分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：13時30分)

総務課長、予算書の73ページから。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

それでは73ページをお願い致します。

(休憩前に引き続き、予算書に基づき説明)

以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

続きまして、日程第16、議案第17号、18号、19号、住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは議案第17号の平成25年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明をさせていただきます。本予算は歳入歳出それぞれ3億3,217万1,000円と定めるものです。それでは6ページ歳入から説明をさせていただきます。

(予算書に基づき説明)

住宅新築資金については以上です。

次に議案第18号、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。この予算は歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,818万1,000円と定めるものです。それでは説明を致します。8ページをお願いします。歳入です。

(予算書に基づき説明)

以上でございます。

続いて議案第19号、平成25年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明を致します。本予算は歳入歳出それぞれ4,807万6,000円と定めるものでございます。6ページ歳入から説明をさせていただきます。

(予算書に基づき説明)

以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

次に日程第19及び第20、議案第20号、議案第21号をいきます。  
資料を確認して下さい。地域包括支援センター蛭子局長。

地域包括支  
援センター  
事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは議案第20号と21号をご説明させていただきます。ま  
ず、議案第20号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定  
めることについてご説明致します。予算総額は歳入歳出それぞれ5億4  
12万2,000円を計上しております。予算書の8ページをお願い致  
します。

(予算書に基づき説明)

以上でございます。

続きまして議案第21号の平成25年度東洋町介護サービス事業特別  
会計の予算を定めることについてご説明を致します。この予算は社会福  
祉協議会に委託して実施をしております、訪問介護事業、ホームヘルプ  
サービス事業を25年度も引き続き実施するための予算で、歳入歳出そ  
れぞれ1,768万3,000円を計上しております。予算書の6ペー  
ジをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

続きまして日程第21、議案第22号、平成25年度東洋町下水道事  
業特別会計予算を定めることについての件を産建課長。

産業建設課  
長

(光本 速雄産業建設課長)

それでは議案第22号、平成25年度東洋町下水道事業特別会計予算  
についてご説明を致します。歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,363  
万2,000円としております。4ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。

議長

(小野 正路議長)

続きまして日程第22、議案第23号、平成25年度東洋町簡易水道  
事業特別会計予算を定めることについて産建課長。

産業建設課長 (光本 速雄産業建設課長)  
 議案第23号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計予算についてご説明をします。歳入歳出総額をそれぞれ1億4,794万5,000円としております。4ページをお願いします。  
 (予算書に基づき説明)  
 以上です。

議長 (小野 正路議長)  
 続きまして日程第23、議案第24号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて産業建設課長。

産業建設課長 (光本 速雄産業建設課長)  
 議案第24号、平成25年度東洋町観光施設事業特別会計予算についてご説明をします。歳入歳出の総額をそれぞれ2,328万3,000円としております。6ページをお願いします。  
 (予算書に基づき説明)  
 以上です。

議長 (小野 正路議長)  
 続きまして日程第24、議案第25号、奈良崎総務課長。

総務課長 (奈良崎 幸一総務課長)  
 私の方からは議案第25号、こうち人づくり広域連合会規約の一部の変更についてでございます。ご説明させていただきます。議案書の217ページと新旧対照表の39ページをお願い致します。こうち人づくり広域連合会規約の一部を変更する規約の案をこれを朗読させていただきます。説明とさせていただきますのでよろしくお願いを致します。  
 (議案書を朗読し説明)  
 以上です。よろしくお願い致します。

議長 (小野 正路議長)  
 次に日程第25、議案第26号、光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
 それでは議案第26号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規

約の一部を改正する規約について説明をさせていただきますが、私の方も案の朗読をもって説明に替えさせていただきますと思います。

(議案書を朗読し説明)

よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

以上で一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。ここでお諮り致します。議会運営委員長の報告のとおり、平成24年度東洋町一般会計補正予算第6号を定めることについての件と、平成25年度東洋町一般会計予算を定めることについての2件は、歳入全般を総務教育民生常任委員会へ、歳出についてはそれぞれの所管事項を各常任委員会に分割して付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。

日程第26、議案第27号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題と致します。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それではご提案申し上げます。議案第27号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成25年3月8日提出でございます。氏名は田邊康生、生年月日は昭和21年9月22日生れ、満66歳でございます。住所は安芸郡東洋町大字野根丙1687番地でございます。任期は平成25年3月19日から平成28年3月18日ということになっております。提案理由でございますが、平成25年3月18日で固定資産評価審査委員会委員の福澤委員が任期満了となります。新たに、田邊康生氏を選任したいと存じますのでよろしくお願いを致します。次のページにですね、身上調書を付けてありますのでご参照をしていただきたいと思っております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発

言あり。) ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより議案第27号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決致します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、今宮裕明君並びに1番、西岡尚宏君を指名致します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしの発言あり。) 投票漏れなしと認めます。投票を終了致します。開票を行います。9番、今宮裕明君並びに1番、西岡尚宏君、立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。よって議案第27号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決定致しました。議場の閉鎖を解きます。

日程第27、議会広報編集委員会委員の選任についての件を議題と致します。お諮り致します。議会広報編集委員会委員の選任については東洋町議会広報の発行に関する条例第4条第2項の規定によりお手元に配布してあります、議会広報編集委員会委員指名のとおり選任することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。) 異議なしと認めます。よって議会広報編集委員会委員の選任は指名のとおり選任することに決定致しました。

以上で本日の議事日程は全部、終了致しました。ここでお諮り致します。9日から13日は休会とし審議、採決、一般質問のため、14日午前9時から再開致したいと思っております。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。) 異議なしと認めます。よってさよう決しました。本日はこれにて散会致します。お疲れさまでございました。

|(散会時間：15時21分)